

甲府市告示第600号

特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成26年8月21日甲府市告示第382号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、その指定を解除する。

令和3年10月28日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定を解除する区域
甲府市荒川二丁目122番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定